

総務委員会速記録

平成26年9月12日（金曜日）午前9時開会

出席委員（8名）

委員長	稲垣 勇 君	副委員長	片股 敬 昌 君
委員	高橋 研 史 君	委員	一木 重 夫 君
委員	鯉江 満 君	委員	杉田 一 男 君
委員	池田 望 君	委員	佐々木 幸 美 君

出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	石 田 和 彦 君
教 育 長	伊 藤 直 樹 君	総 務 課 長	渋谷 正 昭 君
総務課副参事	鈴 木 敏 之 君	総 務 課 企画政策室長	樋 口 博 君
財 政 課 長	江 尻 康 弘 君	村 民 課 長	村 井 達 人 君
医 療 課 長	佐々木 英 樹 君	産業観光課長	牛 島 康 博 君
自 然 管 理 専 門 委 員	岩 本 誠 君	建設水道課長	篠 田 千鶴男 君
建設水道課 副 参 事	増 山 一 清 君	母 島 支 所 長	湯 村 義 夫 君
出 納 課 長	菊 池 元 弘 君	教 育 課 課 長 補 佐	大 津 源 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	セーボレー 孝 君	書 記	菊 池 ひろみ 君
---------	-----------	-----	-----------

議事日程

- 日程第1 小笠原諸島世界自然遺産について（継続）
- 日程第2 防災道路の整備について（継続）
- 日程第3 沖ノ鳥島・南鳥島について
- 日程第4 小笠原諸島振興開発計画について
- 日程第5 平成27年度小笠原諸島振興開発事業概算要求について
- 日程第6 防災について
- 日程第7 行政視察について
- 日程第8 その他
- 日程第9 閉会中の継続調査について

◎開会の宣告

○委員長（稲垣 勇君） ただいまから総務委員会を開会します。

出席委員が定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前 9 時）

◎会議時間の延長

○委員長（稲垣 勇君） あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎説明員の出欠について

○委員長（稲垣 勇君） 次に、説明員の出欠について事務局長に報告させます。

○事務局長（セーボレー孝君） 説明員につきましては、全員が出席との通知を受けております。

以上でございます。

◎小笠原諸島世界自然遺産について

○委員長（稲垣 勇君） それでは、本日の議題に入ります。

日程第 1、小笠原諸島世界自然遺産について、執行部から報告を求めます。

自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 世界自然遺産事業経過報告ということで、6 月議会以降の動きについて報告させていただきます。

平成26年 7 月 3 日、平成26年度第 1 回村民意見交換会を開催いたしました。

これにつきましては、3 月の地域連絡会議で数多く提言されたオガサワラオオコウモリとネズミの被害というものが数多く提言されたために、それを受けて開催した次第でございます。内容につきましては、概要報告が次ページ以降にありますけれども、参考資料 1 として概要報告を添付してありますので、後でご報告いたします。

場所につきましては、母島は 9 時から 10 時半、母島支所 2 階会議室、父島においては夜の 7 時から 8 時半、小笠原ビジターセンターで開催しております。おのこの参加人数は二十数名程度参加されております。この際の主なテーマにつきましては、島の暮らしと遺産の保全、特にオガサワラオオコウモリですね、それから暮らしに身近な外来生物ということ

で、野ネコ、ネズミの報告を意見交換させていただきました。

翌日7月4日、科学委員会の大河内委員長臨席のもと、平成26年度第1回小笠原諸島世界自然遺産地域連絡会議を開催させていただきました。これにつきましても参考資料2として後ろに添付してございますので、内容については後でご説明いたします。

場所につきましては、父島会場が村役場2階会議室、母島会場が母島村民会館2階会議室ということで、テレビ会議で結んで開催しております。開催時間といたしましては、17時30分から19時30分。主な議題につきましては、今年度の検討スケジュール、それとオオコウモリ対策、ネズミ対策の進め方、地域課題検討ワーキングの進め方、関係機関の平成26年度の事業進捗報告ということで、この2つの会議とも議題は結構あったんですけども、内容的にはやはりオガサワラオオコウモリとネズミの農業被害対策というところに意見が集中しております。

その他報告事項といたしまして、兄島のグリーンアノール、これ継続的に報告しておりますが、平成26年6月以降の進捗状況といたしましては、8月22日の開催、グリーンアノール対策ワーキングの報告といたしまして、現在、稼働トラップ数が3万3,555個、現在までのアノール捕獲数が1万153個体。6月の報告の段階では稼働数が4万1,894個、置いておりました。ただし、それ以降だんだん捕獲数も減っているということで、同一場所で1か月以上捕獲のないトラップについては撤去をするという方針で今対応しておりますので、前回よりは約1万個近くのトラップ数が減っている状況です。実際、兄島の高密度帯にいるアノールも減少傾向にあるという傾向が出ております。

星印で新たな問題といたしまして、8月19日、NPO法人が海鳥調査を行った際に、兄島の北端部に当たるんですけども、弟島のすぐ近くに当たります二俣岬の西側半島部でアノールらしきトカゲが一瞬目視されました。その後、当事者が付近をくまなく探しましたが、アノールは確認できませんでした。

この報告を受けて3日後の22日、東京都により目視付近に281個のセンサートラップを設置し、その後、点検を行うということで設置をいたしまして、点検につきましては、9月1日に一応点検をいたしましたがアノールの捕獲はなかったということで、次回、再度その281個のセンサートラップについて9月18日にもう一度捕獲状況を実施する予定であります。今のところまだ北部のほうにはこの状況では確認されていないという状況になっております。

1枚めくっていただいて、先ほどの村民意見交換会の概要報告ということで、参考資料1

を添付させていただいています。

次ページが母島で、母島については、先ほど言ったようにネズミの被害と対策ということで、このテーマについて母島のほうで意見交換をさせていただいております。

次のページの一番下段のほうに、当日参加された大河内委員長のコメントが書いてあります。これの1ぽつ目で、ネズミは農業だけでなく母島に多く残る固有陸産貝類に影響を与えるということで、母島へのプラナリア侵入があれば小笠原は危機遺産になりかねないということで、ネズミも捕食動物ということで、ネズミ対策も今後続けていかななくてはならないだろうというようなコメントをその際にいただいております。

次ページに父島のほうの意見交換会の概要報告を添付させていただいております。

父島に関しましては一応2点、ネズミの被害対策と父島のほうはオガサワラオオコウモリが生息しているということで、コウモリの農業被害についての意見が数多く出されております。

次のページに参考資料2として地域連絡会議、議事要旨を添付させていただいております。議事要旨のちなみに4ページ目、下段にページ数がありますけれども、4ページ目真ん中辺、事務局、小笠原村の発言として、この地域連絡会議の中でもネズミ対策の早急の取り組みというものを求められておりまして、議論の最後に村として発言をさせていただいております。

これは委員として参加されている村長の発言としてこういう発言をさせていただきました。昨日の父島、母島の村民意見交換会では、オガサワラオオコウモリ、ネズミ、特にネズミについて増えている実感を多くの方が覚えており、切迫した危機感のようなものをお持ちなのは皆さんもご存じかと思えますし、先ほどから課題は出されていると。管理計画の中でも、産業の振興もあわせて自然との共生をうたう中で、保全と村民の産業振興にも寄与する考えの中からいろいろなことを進めていると。事務局では具体的にどういった方策があるのか、委員の皆様にとってはいつそういったものが出されるのか、実態としては国と村でやらなければならないと。管理組織がきちんとしていない中で事務局がその役割を担っていかなければならないと思っているので、他の外来種対策と同様に、国・都ともに実行計画の検討に早急に取り組んでいただきたい。村民の皆様の心配を少しでも減らしていく、委員の皆様の心配を少しでもという中では、いち早く検討に取り組んでいただくことが重要と感じているので、そのところを皆さんにお願いしておきたいというふうに村長発言をいただきまして、それを受けて東京都支庁長の発言が次の発言ですけれども、東京

都も村と一緒に検討に当たりたいということで、東京都のほうも全面的に協力していただけるというような地域連絡会議でおっしゃられております。

それを受けまして現地の関係機関、事務局で、その次のページ、めくっていただいて、小笠原村のネズミ対策ということで、平成26年度下半期、ネズミに関する当面の取り組みということで、対象を農業者と集落内対策ということで、平成26年度下半期すぐできることということで、農業者対策としては、アとして、現在の殺鼠剤補助制度の見直しということで、今現在も殺鼠剤補助をしておりますけれども、月に1箱程度、1箱までが助成対象になっておりますけれども、それでは足りないというご意見もいただいておりますので、助成制限を10月1日から当面2箱に変更し、農業者の必要量に対応すると。補助率に関しましても見直しを行いたいということで、これについては平成27年度予算要求で検討していきたいと考えております。

それから、イとして、農地周りからの流入対策ということで、農地内だけの対策をとってもその周りの自然保護地域からの流入という影響も多分あるだろうということで、アの事業により農地内の農業被害は低減できますが、農地周りの自然保護地域からの流入量低減を図った場合の効果の検証を行うということで、この事業につきましては村内行政機関の共同事業として実施いたします。ただし、ここで使用する殺鼠剤につきましては、自然保護地域内のネズミ低減事業の一環として環境省より提供を受けるということで、数量的には480キロ程度の殺鼠剤を環境省のほうから提供を受けることになっております。これについても9月中旬以降ですか、内地のほうから運び込まれるということで、父島のいわゆる自然保護地域に囲まれた代表的な農地、今2カ所選定しておりますけれども、そこで検証をする予定でおります。

それから、ウとして、農業者への情報提供ということで、ネズミの防除法、これら殺鼠剤の特徴、防除の際の注意事項等の情報をまとめた資料を作成しながら、農業協同組合を通じて農業者に提供をしていくと。これは東京都のほうの事業として平成26年度下半期に行います。

それから、農業従事者対象のセミナーの開催ということで、ネズミの専門家を招聘しながら、農業者を対象としたセミナーを開催できるよう、今本庁と協議中です。これについても平成26年度中には何とかやる方向で今検討しております。

それから、②として、集落内対策、これは主に一般村民対策ですけれども、集落内対策につきましては、殺鼠剤の使用というのは非常に難しいということで、アとして、ネズミ生

息域の環境改善。実際上は集落内の河川域が繁殖場所になるということで、河川域の環境改善を図ると。

それから、イとして、集落内の衛生環境改善として、ごみステーションの環境改善ということで、夜のごみ出しを行いますと、そこにネズミが集まってしまうということで、夜のごみ出しの禁止の徹底と。

それから、ウとして、ネズミ対策の相談窓口の開設ということで、これについては次ページ以降に流れ図を添付してあります。それはまた説明いたします。実際、村民がネズミ被害をどこに持っていったらいいのかということで、窓口の整備をしながら被害の正確な実態把握を行うということと、それに関する対策の情報を得ることを目的に窓口を明確にして整理しております。

それから、エとして、道路上の轢死死体の処理ということで、過去はカエルの轢死死体が多かったんですけれども、その後ネズミが増えた関係で、ネズミの轢死死体はかなり道路上にあるということで、イメージ的にも非常に悪いということなどから、道路管理者による轢死死体の速やかな処理と。

それから、オとして、先ほど言ったように、殺鼠剤がなかなか使いづらいということで、ネズミ取り器の購入補助制度ということを平成27年度予算要求で検討していきたい。

これらの平成26年度下半期の取り組みの結果を検証しながら、平成27年度の事業につなげていきたいと今現在考えております。

それから、次ページに先ほどの窓口の流れ図を一応書かせていただいております。

次ページが生活環境へのネズミ被害ということで、一般村民の方、ネズミの問題についての相談については村役場建設水道課もしくは保健所が窓口となって相談・助言を受けるという形で、ここに出てきた内容につきましては、右側に連携とございますけれども、現地事務局会議、各種検討会、ネズミ対策の事業の検討会等に流しながら合同事務局会議に報告をしていくという形で、事務局全体で有人島のネズミ対策は検討していくと。

同様に、次のページが農業に関する流れ図、相談窓口の案として、農家からの場合、これにつきましては村役場産業観光課のほうに一応相談を受けて、そこで実際上の被害状況等をまとめたものを支庁産業課と連携しながら、対農業者に対する対応をしていきたいと。

最後のページが生態系へのネズミ被害ということで、自然保護地域内から流入する場合への相談窓口ということで、これにつきましては環境省の自然保護官事務所、林野庁森林生態系保全センターと小笠原支庁の土木課が一応窓口になるということで、各この流れの中

で出てきた問題につきましては、先ほど説明したとおり、現地事務局会議に送られた内容等を報告しながら、内地の合同事務局会議等と検討しながら有人島のネズミ対策を進めていきたいということで、今現地事務局会議のほうでこういう考え方で対応していくということになりましたので、一応報告は以上です。

○委員長（稲垣 勇君） ただいまの報告について、質疑、意見のある委員は挙手をしてください。

高橋研史委員。

○委員（高橋研史君） 集落地内対策で殺鼠剤の使用は難しいとおっしゃっておりますけれども、その集落地内では使えないというような具体的な理由を教えていただけないでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） ネズミの殺鼠剤の性質ですけれども、殺鼠剤の効き目が、抗凝血剤と言って、出血を伴い血小板を壊す薬で、哺乳類全般に効きます。集落内に、もしまいた場合、子供が誤飲した場合とか、それからあとペットの誤飲等があった場合、少なからず影響が出てくるだろうということです。集落内で殺鼠剤をまくということ自体が、今内地でも余りやっていない。それと、殺鼠剤の使用自体がネズミ対策としては余り好ましくないと、専門家の先生は言われております。というのは、抗凝血剤というのが、かなり耐性を持ちやすいと。ネズミは1回で死なないで、数回食べないと、そのネズミは死なないという状況の中では、ある程度薬に耐性化するスーパーラットというのが発生する可能性があります。

そういう意味でいきますと、集落内についてはなかなか殺鼠剤の使用というのはふさわしくないという専門家の意見をいただいております。できれば周りの環境改善、ネズミが住みづらい状況をつくるのがベストだというふうなご意見をいただいて、今回こういう考え方で取り組んでみると。それでも、なおかつ集落内でネズミ被害がまだおさまらないようであれば、次の段階として何ができるのか。ネズミ取り器以外にもいろいろなネズミの捕獲器があるみたいなので、そういうもので対応していくとか、その辺のところは専門家の先生の意見を聞きながら、状況判断で、現状これに対応せざるを得ないのかなと思っております。

○委員長（稲垣 勇君） 高橋研史委員。

○委員（高橋研史君） よくわかりました。行政の行為としてそういう集落内での対策に殺鼠

剤はちょっと問題があると、それと殺鼠剤の性質からして問題があるというのはよくわかりました。

あとは、例えば個人的に、自分の家、土地を持っている方、自分の敷地内に出てきて困ると、これは殺鼠剤を使ってほとんどやっていると思う。私なんかもそうなんですけれども、自己防護のために、そういうのを使っている動きがもうあるんですけれども、そういうことに関しても、ちょっと殺鼠剤は今後問題があるなというお話ですけれども、じゃあ自己防護でそういうことをなさっている方には今後どのような指導とか、あるいは違う方法を指導とか、殺鼠剤を使うのであれば殺鼠剤を農業者と同じような補助をしてくれるとか、何かそういうお考えはございますでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 先ほどの相談窓口（案）にあった形で、相談を受けた段階で、その辺のところをどういう形で指導していくのかということころは、今後事務局のほうで細かく詰めていきたいとは思っております。

殺鼠剤の使用に関しては、使われる方がどこにどういう状況でどのぐらいの量をまいたのかという把握をしながら、それがネズミが持っていたのかどうかというのは大体わかりますので、それを把握しながら効率的に使わないと先ほどのスーパーラットが出てきてしまうという状況はあるそうです。その辺のところの指導を含めて、殺鼠剤のまき方もただまけばいいということではなくて、どういう場所にどのぐらいの量をまいたらいいのかというようなノウハウはあるそうですので、その辺のところを的確に村民の方に情報を提供できるような窓口の体制を考えていきたいと思っています。

○委員長（稲垣 勇君） 高橋研史委員。

○委員（高橋研史君） 殺鼠剤の使用について問題があるということはよくわかりました。相当皆さん殺鼠剤を使ってネズミ駆除に取り組んでいると思うんですけれども、そういう現状も踏まえて正しい使い方とか殺鼠剤の危険性とか、また新たな方法があれば皆さんそれにどんどん変えていくと思うんですよね。その点の指導も含めてよろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（稲垣 勇君） 片股敬昌副委員長。

○副委員長（片股敬昌君） 参考にですけれども、よく食堂なんかでは、そういう殺鼠剤なんかをまくと店の中でネズミが死んでいるということで非常に嫌がるわけですね。だからネズミの嫌うにおいなんかのスプレー式のものがあるんです。そういうものをまいて、結

局家の中では殺さないで一気に追い出すという形になっているんですけども、住宅地ではそういう方法も一つあるのかなという、ひとつ参考です。

もう一つ伺いたいのは、そういう薬を食べたネズミをノスリが食べているんじゃないかということを知りたいですね。そういう影響は確認されているのでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 現在使われている殺鼠剤自体は第一次世代という殺鼠剤で、先ほどの血が固まらないようにする薬ですけども、これにつきましては哺乳類に効くということで、鳥類、魚類等については環境影響はないという知見は得ておりますので、これから有人島以外、無人島のネズミ対策ということで、環境省のほうでも兄島を含めてヘリコプターで散布いたします。その際には海にも当然落ちますので、それに対する魚類の影響等をかなり漁業協同組合等からも提言されておるんですけども、魚類、鳥類に対しての被害はないという知見の中でその第一次世代を使うという形になっております。

○委員長（稲垣 勇君） 一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 先般、ネズミ駆除の対策をしている関係者と話をしたときに、小笠原諸島の属島でネズミの血液から、血液が人間に感染すると死亡するということまで至る感染症の菌が見ついているという話を聞いたんですけども、事実関係、その辺確認は、何かされているのでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 今のお話はまだ正直事実確認はしておりませんが、実際、地域連絡会議の中でも堀越委員のほうから、人獣感染症もあるので早急にネズミ対策をやるべきではないかという意見をいただいております。今後、事務局の中で、ネズミがこういう状況の中で、小笠原の特殊性といいますか、本来ネズミは全国にいまして、なかなかネズミに対する行政対応をとっている自治体というのはネットで調べても見つからないんですね、指導だけなんです。ですが小笠原というこの自然の中でいろいろな外来種対策等をやっていく中で、今回行政としても何とかしなくてはいけないという形で動いておりまして、なかなかその辺の知見がまだ集まっておりませんが、それについては先ほど言ったようにネズミの専門家の招聘もやりますので、そういう正確な情報を全部集めてそれを村民に提供していきたいと思っております。

○委員長（稲垣 勇君） 一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） ネズミ駆除をやっている方のお話を聞きますと、血、ネズミの血です

ね、それにも触れないように、もう嚴重に手袋をはめてやっているそうです。その感染症は何かペストとはまた違う感染症だと聞いておりますので、ぜひその辺の情報収集をしてもらって、村民に周知をお願いします。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

杉田一男委員。

○委員（杉田一男君） このネズミ対策は、今説明を聞いていると、ほとんどが殺鼠剤による対策と、対応というふうに読み取れるんですけども、捕獲退治対策というのは、他のものは使っていないんですか。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 先ほどの説明でも、農業地域については今のところ殺鼠剤が一番早い効果が出るということで、被害を防ぐためには、農業地域一部のところで殺鼠剤を使っている分には影響はないだろうということで農業地域は殺鼠剤。それから、先ほど言ったように、集落内ではなるべく殺鼠剤を使わない他の対策ということで、今現在考えているのは、パチンコのバツタというのものあるんですけども、先ほど一木委員が言われたように、パチンコでやると、かなり血も流れるということと、処理もかなり大変ということもあります。あとは、ねばねばでくっつけるタイプとか、それからネズミとり器、それからあとニュージーランドではパンチングといって、餌を仕掛けてそこに入ってきたネズミを一瞬で針で刺して下におろすというような機械もあるそうです。その辺のところの情報については、今収集中ですので、殺鼠剤以外のネズミの捕獲方法というのも当然専門家の意見聞きながら、一番効果的なものを使うということも考えていかないといけないのかなとも思っております。

それから、島内で農業をやられている方の意見では、水を張ったところにヒマワリの種を置くだけで、そこにネズミがみんなおぼれ死んでしまうというようなことも聞いておりますので、身近なことで対応できるものいろいろあると思うので、なるべく情報収集しながら正確なことを村民に伝えていくというのが一番大きな事業かなとは思っております。

○委員長（稲垣 勇君） 杉田一男委員。

○委員（杉田一男君） 報告の中にも島内のネズミの個体数が増えつつあるという話もありますけれども、このネズミ対策に取り組んでから個体数的には減ってはいるんですか。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 逆に、村民に対する形で農業対策だとか集落内対策とい

うことで、本格的なネズミ対策というのは、今回初めて検討しています。これについては、
どういう形になるのかというモニタリングは環境省のほうでやっていただく形になってお
りますので、現実的にこの対応をとっていきながら、実際農業被害が減るのか減らないの
か、それからネズミの生息数がどのようにコントロールできるのかという検証は環境省の
ほうの事業としてすぐに動いていただく形にはなっておりますので、そのモニタリング結
果が出た段階では傾向的なものは報告できると思います。

○委員長（稲垣 勇君） 杉田一男委員。

○委員（杉田一男君） どうもこのネズミの対策に関しては、追いつ追われつのような感じを
受けるわけですよ。それはどこに原因があるかという、対応が、殺鼠剤一つに絞るよう
な形で動いているように見受けられるんですね。この薬をまくということ自体は当然二次
的な作用もあるわけで、残留性がどのくらいあるかわかりませんが、長くまくにつ
れて、当然ネズミにも耐性ができてくるし、そしてそれが集落内であれば、例えば子供が
さわる可能性もあるし。そういう意味では、このネズミ対策、私はシンプルにネズミとり
器、昔のね。確かに今専門委員は、下手すると血が飛び散るなんて言いましたけれども、
私は幾つか見ているけれども、ほとんど血が飛び散ることはありません。

そして、やはりいろいろ聞いていると、農地もそうなんでしょうけれども、私は集落内も
増えているような気がします。特に集合住宅。集合住宅に関して言えば、普通の一般の家
で言う縁の下、都営住宅等もそういう縁の下みたいなところがありますけれども、ああい
うところに普通の捕獲器を置くのも、私は一つの方法だろうと思うし、やはり追いかけっ
こではなくて、ありとあらゆる方策でやってみて、どれが一番効率的かということをや
り検証する必要もあるだろうし、それぞれの捕獲器が当然一長一短あると思いますので、
どれが人体とか生態系に影響がない方法で、かつ効率的なのかというのを私は検証する必
要もあるだろうと思うし、そういう意味でやはり捕獲の種類に関してももうちょっと種類
を増やして、結果を検証する必要があると思いますけれども、その辺はどうですか。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 先ほどの報告の中で、東京都のやる部分としてその防除
方法等をやるということで、その部分については平成26年度下半期、東京都のほうで専門
家の意見を聞きながらあらゆる捕獲方法等、何が効率的なのか検証も含めて東京都のほう
でまとめる予定になっております。

○委員長（稲垣 勇君） 杉田一男委員。

○委員（杉田一男君） ぜひ広い視野に立ってこの対策を進めていかない限り、なかなか個体数を減らすというのは難しいと思います。

もう一つ聞きますけれども、この資料1のグリーンアノールの兄島の端っこ、西側半島部ということが出ていますけれども、22日にトラップを仕掛けて、2週間ぐらいで確認に行くという話ですけれども、もうそろそろ2週間ですけれども、これはアノールらしきものが、例えばそこで見つかったとすると、今兄島の対策は多分、兄島の全体の3分の1ぐらいですよ、いろいろ対策しているのは。そうすると、やはり飛んでいったとかそういう部分も考えられるわけですが、この結果を受けて、その内容によっては対応策も考えているわけですか。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 当然のようにこの281個というのはセンサートラップということで、そこに生息をしているかどうかという確認のトラップになっております。万が一そこに確認された場合、1メッシュの中に1,000個単位でのトラップをかけて集中的にその周りを捕獲していくという考え方で今動いております。ただ、これも、らしきものなので、今のところアノールと限定されていないんですね。ただし、アノールだったら大変だということで、センサーで確認した後、万が一確認されれば、先ほど言ったように1メッシュ当たり1,000個単位での集中的な捕獲をかけていく形で対応します。

○委員長（稲垣 勇君） 杉田一男委員。

○委員（杉田一男君） 今専門委員が言っているように、当然これがアノールと確認されれば今までの兄島における対応策、最初から対応策自体を考えないといけない事態も出てくると思うんですけれども、しっかり検証して、悪い方向に行かないようにしっかり対策を立てていただきたいと思います。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

佐々木幸美委員。

○委員（佐々木幸美君） ネズミ対策ですけれども、昨年ですか、環境省から母島のほうにかなりの殺鼠剤が運び込まれまして、それで向島をはじめ各離島に散布をするということで話があったということですが、事実その殺鼠剤もかなりの量が運び込まれたのですが、それが何か時期がずれたせいもあって、また内地へ運び返されたという事実があるんですけれども、今後の母島におけるそういう離島のネズミ対策についての方法というか、環境省の対策はあるかどうかをお聞きしたいと思います。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 一応属島のネズミ対策に関しましては、ちょっと今いつの時期にという正確な資料は手に持っていないものですので、ここでご説明できないんですけれども、大きくは、今兄島で1回根絶をかけたんですけれども、再度復活してしましまして、再侵入時にカタマイマイの被害が一気に増えていくということで、今優先的には今年下半期で兄島にヘリコプターでまきます。その後、当然母島の属島に関しても、昨年計画的には延期になったんですけれども、その後は母島の属島が重要地域ということで、そこについても、その後にヘリコプターの散布という計画はございますので、当然実施前には、また母島のほうの佐々木委員と漁業協同組合とも調整しながら正確な、いつこういう形でまきますよという住民説明会は開催する予定で動いております。

○委員長（稲垣 勇君） 佐々木幸美委員。

○委員（佐々木幸美君） 今岩本専門委員が言われましたが、環境省で殺鼠剤が既に運び込まれてから説明があったわけですよ、まきますよということで。それで先ほど言われたように、父島でやっても本当にかんりの量が海に流れ出たということで、その後の処置の問題とか魚介類に与える影響とか、そういうものが何の説明がないままに、そういうものが持ち込まれたんですよ、環境省から。私も実際環境省の方とお会いして、これはちょっと話がおかしいのではないかとということで、本当に影響がないかということももう少しはっきり説明していただかないと、やたらにまかれて、それがやはり海岸線ですね、特にダイビングとかかなり今父島、母島含めてやっている中であいうものがそのまま浮いているということでは、かなりイメージ的にも、またそういう生態系に対しても逆にダメージを与えちゃうんですよ。

だから、その辺の後の回収方法とかそれから魚介類に与える影響調査とかそういうものをはっきり説明、また解説した上で、決して悪いことではないと思うんですけれども、それを行っていただかないと、やはり漁業協同組合の中からもそういう反対意見が出るわけですよ。そうすると前回のように、わざわざ内地から持ってきたのに、それをまた内地へ持って帰るというような、ばかなことが行われるわけですよ。金額的にも、億に達するようなかんりの額らしいんですけれども、その辺のところをもうちょっと環境省とよく打ち合わせして、各団体とすり合わせをして、やっぱり納得いくような形でそれを行っていただきたいと、このように思うんですけれども、ひとつよろしく願いますよ。

○委員長（稲垣 勇君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 確かに、昨年母島の散布ということで、大変漁業協同組合にご迷惑をかけましたが、今回、その次、母島の属島の中のカタツムリを守るためにはネズミの駆除はせざるを得ない状況にあります。その場合の事前説明、住民説明、被害状況、それから回収方法等の説明がなかったということで、昨年は村役場のほうからも圧力をかけて、そういう中での事業実施は非常に難しいのではないかとということで延期という形をとらせていただきました。その後当然やらざるを得ないことですので、次やるときに關しましては、漁業協同組合等からいただいた意見も踏まえて、その辺の説明義務はちゃんと果たした後、事業実施をするようにということで環境省のほうに申し入れをしておりますので、次の事業実施については母島村民の理解のもとに事業ができるような形で進められると考えています。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（稲垣 勇君） なければ一つお聞きします。

今回この定例会に当たって、農家と農業協同組合から村の殺鼠剤に対する補助を、補助率を上げてほしいという希望が出ていると思いますけれども、先ほどの説明の中では上限が今1月当たり1箱になっていますけれども、それを2箱にするということで、これは10月から始まるんですか。それ以上のことは来年度の予算の中で考えていくという説明だったと思いますけれども、産業観光課のほうではどのように考えているのでしょうか。

産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） 岩本専門委員から先ほど説明がありましたように、10月1日から月1箱を2箱に、助成制限を2箱に変更することになりました。今年度については農産物生産販売促進事業補助を150万円補助しているんですが、その範囲の中でやってもらうことにしております。来年度につきましては、農産物生産販売促進事業補助から殺鼠剤の補助を独立させて、先ほどありました補助率の今は、仕入れ単価の2分の1を補助しておりますが、農業協同組合の利益分が加わっておりまして、実際農業者の方が購入するには6割ちょっとの負担となっておりますので、それも解消するために来年度補助率の改正を検討したいと考えております。

○委員長（稲垣 勇君） 今の説明の中では、現在農業協同組合に対して、毎年150万円の農産物生産販売促進に係る事業として補助を出しているわけですが、農業協同組合としては、その中から農家に対して殺鼠剤の補助をするために、その販売促進のお金を削っ

てやっているわけで、事業そのものが成り立たないというようなことも言われているんですけれども、来年度の予算の中で、それをできるだけ100%、販売促進は販売促進でやっていただくような形、殺鼠剤は殺鼠剤で補助率を決めていただきたいという要望が出ていますけれども、そのようにしていただけるわけですね。

産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） 農産物生産販売促進事業補助については来年度も産業観光課としては150万円で対応していきたいと思えますし、殺鼠剤補助につきましては、補助額とかは、またこれから検討させていただきますけれども、補助率を含めて一体幾らにするかというのもまた今後、今年度、予算要望に向けて検討させていただきます。

○委員長（稲垣 勇君） わかりました。

ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（稲垣 勇君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認めます。

◎防災道路の整備について

○委員長（稲垣 勇君） 日程第2、防災道路の整備について、執行部から報告を求めます。
総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 防災道路の整備について報告させていただきます。

まず1点目としまして、前回の委員会以降の動きでございますが、6月30日から7月1日の間にかけまして、この防災道路の整備に関係する機関並びに関係者と意見交換を行いました。また、8月4日には、東京都町村会・町村議長会合同の平成27年度予算要望活動を実施し、その中の1項目としまして、都道240号線として、津波防災機能を備えた道路整備を要望したところでございます。

次に、前回の委員会におきまして、今委員会までにこういった意見交換も踏まえて防災道路整備に向けた村としての基本方針案を提出したいというお話をしてきたところかと思えます。これについて取りまとめましたので、説明させていただきます。

まず、（1）としまして、経過でございます。

小笠原村父島内に整備されている都道240号線のうち、父島の奥村から清瀬を経由し大村を高台で結ぶ区間、通称行文線については、清瀬から大村間は既に完成しているものの、残る奥村から清瀬の間については、住民の合意形成が不十分であったことから、平成11年度以降の工事が中止され保留区間となっている。

小笠原村では引き続き東京都に対して残り区間の整備を要望してきたが、残る区間については地元の意向を勘案し慎重に検討するという回答が——先ほどの町村会要望の措置状況からの抜粋でございますが、そういった回答が続き、村民の合意形成を図ることを求められてきました。

この道路整備の目的の中には、当初から防災機能を兼ねた道路としての整備が意図されていたが、特に東日本大震災の津波被害を目の当たりにしたことと、津波浸水予測区域図を南海トラフ巨大地震の想定で見直した結果、これまで以上に浸水区域が拡大したことで、清瀬から奥村や扇浦方面を津波の浸水被害を受けずに移動できる道路の確保は、被災後の迅速な対応のために必要であることが強く再認識されたところであります。

この道路整備の必要性は当初から認識されつつ、残り区間の住民合意が不十分であったのは、計画路線が都営住宅に近接して通ることによる住環境への影響や貴重な固有植物の群生地を分断すること、道路幅が広いことに伴い自然改変の範囲が大きくなっていること、防災機能の重要性が今ほど強く意識されていなかったことなどが要因と考えられております。

(2) としまして対応方針ですが、今の経過の中で申し上げました経緯や認識を踏まえ、村としては防災道路の必要性については議論の余地はないと認識しつつも、その道路に対する考え方については、改めて村が主体的に村内合意を図っていくこととし、その後、東京都において事業の再開について判断していただくこととしたいというふうに考えております。

次のページでございます。この考え方に基づいた村内合意形成に向けた作業手順というところでございますが、まず本日、村議会総務委員会において対応方針を説明させていただいております。合意形成へのステップとしまして、まず議員の皆様からこの場をかりまして意見聴取がこの後できればと思っております。

次に、9月27日に村民合意形成に向けて第1回の村民説明会を開催したいと考えております。合意形成のステップとしましては、村民との意見交換会の開始ということになります。27日14時からと19時、福祉センターで実施するという事で、村民だよりでも既に広報し

ておりますので、村議会の皆様におかれましては時間の都合のつく方にはぜひ参加をいただければと思っております。

この第1回の村民説明会を開催して以降、10月以降となりますが、村民説明会等の意見を踏まえた合意形成に向けた説明会であったり、また現地の視察会なども行いながら継続的に開催をしていきたいと、合意へのステップアップを図りたいというふうに考えております。また、12月議会、3月議会、今後この総務委員会を通しまして、議員の皆様には経過報告をしつつ、また意見をお聞きしたいというふうに考えております。

この間の進捗状況にもよりますが、現在の予定ということで次の4月を見ていただきたいと思いますと思いますが、できればこの時期までにこういった村民説明会を繰り返すことで合意形成を完了し、説明会を通じた意見等を村内広報や意見募集という形で行いたいと思っております。これによりまして合意形成の概了を見て、意見募集等も行った結果の整理、またその意見に対する対応を行ったことで合意形成の終了ということを考えていきたいと思っております。また議会の開催の、通常の定例議会の開催順で考えますと、6月の議会における委員会なり本会議におきまして、できれば東京都に対する要望書の提出を図り、東京都への村内合意形成が図れたことの意味表示をしたいと。その後、7月以降、東京都へのバトタッチで、東京都の中においてこれらの村の動きを踏まえて事業再開の判断をしていただければと思っております。

なお、これらを進めていくに当たりましては、必要に応じて支庁の土木課と事前協議等を行っていくということを考えております。

村民合意形成については、今の手順としては4月を目途としておりますが、この間に出てくる意見や現地の視察会などを踏まえた状況を見まして、場合によってはもう少し延ばしていくということも当然考えていきたいと思っております。

次に、保留区間の考え方でございますが、今後の村内合意を図る上では、たたき台となる道路案を示すことは、より活発な意見交換になる一方、具体的な道路案の作成は環境調査や測量等を経なければ提示は難しいことから、村が担う合意形成過程においては、下記の概念図により説明をしていきたいというふうに考えております。

なお、環境への影響を小さくするには、清瀬地区から現在奥村の交流センターに至る間は、トンネルや橋梁など地上部分の改変を極力少なくする構造も選択肢の一つと考えております。防災道路の線形、構造、車幅等は合意形成後、東京都が村と協議を続けながら具体的な計画策定を行うという形で進めたいと思っております。

そうということで、図については清瀬の都営住宅の周辺部分については大きな丸で囲っておりまして、以前の案ですと清瀬都住の二戸建てのすぐ後ろを通る案が当初の計画でございましたが、この区間についてもオープンカットによる案があったり、またトンネルや橋梁を使った新たな案であったり、またもう一つは村道で現在清瀬の都住の三角公園のところにつなぐような形、さらには村道釣浜線で高校の上のほうにもルートができております。こういった既存のルートも参考にするというようなことも幾つか選択肢として考えられるだろうということで、この清瀬地区のところは大きな丸で囲っております。

また、この丸のところから奥村の高台地区と書いた奥村交流センター整備工事のあるところまでは、限られた尾根筋のところをどのようにつくるかというところでは、今申し上げました自然の改変を少なくする方法としてはトンネルや橋梁を使うということも考えられるのではないかとということで、村民の皆さんからいろいろ今後ご意見をいただいきたいというふうに考えております。

報告については以上でございます。

○委員長（稲垣 勇君） ただいまの報告について、質疑、意見のある委員は挙手をしてください。

池田 望委員。

○委員（池田 望君） 率直に言って、あっ、やっと動き出したなということで、これまでご努力をしていただいた皆さんに感謝申し上げます。いろいろな経緯があって難しかった事業でございますが、やっと東京都と話し合いながらいい方向に向かっていると。また、この防災道路は、奥村交流センター、また歩道として遊歩道で避難道路を整備した、これにもつながっていくということも考えられますと、これが整備できることで小笠原の安心はぐっと格段に上がっていくというふうに思いますので、この丁寧なやり方を続けながら、今度こそ間違いなく整備できるように努力していただきたいということをお願いして、お礼とお願いということで、よろしく願いいたします。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（稲垣 勇君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認めます。

◎沖ノ鳥島・南鳥島について

○委員長（稲垣 勇君） 日程第3、沖ノ鳥島・南鳥島について、執行部から報告を求めます。

総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 沖ノ鳥島・南鳥島について、前回の委員会以降のご報告をさせていただきます。

まず最初に、沖ノ鳥島についてでございます。

港湾施設の整備、全体計画につきましては、変更ございません。係留施設、荷さばき施設、臨港道路の計画となっております。事業期間は平成23年度から28年度と。事業の予定でございますが、3月30日の事故を受けまして、今年度予定していた栈橋工事につきましては一旦中断されている状況でございます。

今後の工事の再開の見込みでございますが、事故後に事故原因究明・再発防止の検討委員会が設置されておりまして、7月2日に中間報告がございました。その報告によりますと、想定される栈橋の転覆要因としましては、1つが栈橋の安定性の低下があったということ、それからもう一つが複数の作用外力、例えば潮流、潮の流れ、そういった作用外力による影響があったということが報告されております。また、同じ報告書の中で工事再開に向けた安全確保の観点で、中間取りまとめを踏まえた上で今回の施工方法を総点検する、それから、総点検を踏まえた上で施工計画を再度立案する、3点目は、施工計画の立案に当たっては有識者から意見聴取等十分な検討をするということが指摘されております。

今、国のほうでは、委員会の報告を受けて今後の工事の再開について検討をしている状況というふうに伺っているところでございます。

次に、南鳥島についてでございます。

港湾施設の整備計画につきましては、変更はございません。係留施設、泊地。事業期間としましては平成22年度から来年度、平成27年度に完成予定ということでございます。今年度は、来年度の完成に向け栈橋工事を継続して実施するというふうに伺っております。

報告は以上でございます。

○委員長（稲垣 勇君） ただいまの報告について、質疑、意見のある委員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○委員長（稲垣 勇君） ありませんか。

質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(稲垣 勇君) 異議なしと認めます。

◎小笠原諸島振興開発計画について

○委員長(稲垣 勇君) 日程第4、小笠原諸島振興開発計画について、執行部から報告を求めます。

総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長(樋口 博君) 小笠原諸島の振興開発計画につきましてご報告をさせていただきます。

4月から新しい法律が施行されておりますが、それに基づく振興開発計画の策定状況でございます。6月4日に東京都から村に対しまして計画案の提出依頼がございました。それを受けまして6月議会委員会で報告させていただくとともに、村議会の皆様からの意見照会、それから6月末には村の総合開発審議会での計画説明、同時に諮問・答申をいただきまして、7月4日に村の計画案として東京都に提出をしたところでございます。その後東京都で、策定主体である東京都のほうで都庁内の計画策定の検討会等の議論を踏まえまして、9月2日に知事に新しい振興開発計画(案)について説明が行われ、9月3日に多摩島しょ振興推進本部にて東京都の計画の素案として了承されたというふうに伺っております。

今回の振興開発計画(案)の概要ですが、実は後ほどご説明させていただきますが、今日から10月14日まで、パブリックコメントが東京都によって行われます。今日の午後から閲覧ができると聞いておりますので、計画そのものの素案につきましては議会のほうには午後お配りさせていただければと思っておりますが、内容はそれをご覧いただければと思っております。

変更点の概要としまして、1つは、計画内容そのものが、今までこういう事業をやっているよという方針的に整理されていたんですが、今回は一つ一つ各分野の現況がどうなっているか、課題が何になっているのか、それに対して今後5年間どういうふうな取り組みをしていくのかというような整理の仕方をされております。それから2点目が、振興開発事業で具体的事業を実施することだけではなく、財源にかかわらず村単費事業で行うことも含めまして、小笠原諸島の振興開発に係る観点で整理をされているというところが大きく

異なるところでございます。

今後のスケジュールでございますが、先ほど申し上げましたとおり、本日9月12日から10月14日まで東京都においてパブリックコメントが行われます。具体的な閲覧の方法としては、東京都の都庁の都民情報ルームで紙ベースで閲覧ができるのと、東京都、それからあるいは小笠原支庁のホームページでも今日の午後2時以降に閲覧ができるようになるという形になります。村は公式には閲覧場所になっていないんですが、紙ベースのものが届き次第、村の方でも閲覧はしていただいても結構だという話は東京都からいただいておりますので、村役場でも閲覧ができるという形になっております。

パブリックコメントと同時に、今月の下旬、都議会の総務委員会において、東京都の計画案について説明報告がされるというふうに聞いております。パブリックコメント、都議会等の意見が出ましたらそれを加味して計画を見直し、修正があれば修正案をまとめる、それが10月中旬でございます。11月には国土交通省の同意を求めるための手続を行い、11月下旬には東京都が計画を決定し、12月に公表をするというのが今のところ今後の予定になっております。

報告は以上でございます。

○委員長（稲垣 勇君） ただいまの報告について、質疑、意見のある委員は挙手をしてください。

池田 望委員。

○委員（池田 望君） 我々に村の案として提示していただいた案は読ませていただきました。よくできているなと思うことと、かなり気を使ってつくっているんだなということも考えながら読んでおりましたが、今回9月2日に知事に説明し、3日に多摩島しょのほうで了承されたというものについては、樋口室長は、担当課として自分らがつくった村の案がほぼそのまま受け入れられていると思うのか、それともこの部分については我々の考えを入れていただけなかったとか改変されたとかということがありましたら、ここでご披露していただけないでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 過去の振興開発計画の継続性であったり、そういったことを加味しながら、あるいは今後5年間取り組むことを確実にできるように、そういった視点で村案はまとめ、提出をいたしました。その結果といたしまして、おおむね今後5年間で村が考えていたことは実施できる下地は盛り込まれたというふうに理解はしており

ます。ただ、重要な案件について、一部表現が弱かったり、あるいは言葉が入ってなかったりというような、その辺の調整はいまだもって続いておりますので、また10月中旬の、計画の修正案には反映できるように、今後も調整は続けていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（稲垣 勇君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認めます。

◎平成27年度小笠原諸島振興開発事業概算要求について

○委員長（稲垣 勇君） 日程第5、平成27年度小笠原諸島振興開発事業概算要求について、執行部から報告を求めます。

総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 平成27年度の振興開発事業予算概算要求についてご報告をさせていただきます。

お配りしました資料に沿いましてご報告させていただきますが、資料につきましては村事業のみを選出して整理した表になります。

一番左端に事業単位の区分が書いておりまして、右にいくに従いまして平成26年度の実施計画額、その次に平成27年度の最初に予算要求をした額、それからその3つ目が今回国土交通省の査定が済み、財務省に提出された平成27年度概算要求確定額、それ以降増減、伸び率が記載されております。

一つ一つの事業についてでございますが、観光交流施設は来年度はございません。

生活基盤施設の①村道につきまして、財務省に提出された確定額でいきますと国費ベースで434万7,000円になります。この内容は、父島、母島のトンネル点検・定期点検等を行う経費でございます。続きまして、②番、簡易水道でございますが、国費ベースで1億6,617万7,000円でございます。父島、清瀬配水池の詳細設計、あるいは原水調整池の測量、ダム改良。母島におきましては浄水場の改良工事でございます。③番、し尿処理施設、国費ベースで1,868万8,000円、父島の処理場施設の改良設計、母島におきましてはポンプ場

の電気設備改良となっております。④番の浄化槽施設につきましては、国費で346万5,000円、父島におけます21人槽1基分を想定してございます。⑥番、保育施設でございます。国費で453万1,000円、父島・母島共通で保育施設の実施計画について策定をする予定でございます。

ソフト事業、①診療所運営でございますが、国費で1億2,174万3,000円でございます。

村事業全体でいきますと、国費ベースで3億1,895万1,000円、村事業での対前年比でいきますと1.66倍に増えたという形にはなっております。

下の表は村事業、都事業全体で見た表でございます。村事業②番ですが3億1,895万1,000円、都事業が全体で10億3,460万5,000円、合計13億5,355万6,000円で、対前年で1.23倍の伸びという形になってございます。

報告は以上でございます。

○委員長（稲垣 勇君） ただいまの報告について、質疑、意見のある委員は挙手をしてください。

杉田一男委員。

○委員（杉田一男君） 昨日私一般質問で都道に関しては聞きましたけれども、この概算要求の中で村道のトンネル点検という項目で出たのは多分初めてではないかと思います。このトンネル点検、何か不具合が発生したから改めて点検をするのか、またどういう点検をするのか、ちょっと場所と点検内容をお聞かせください。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 最初、企画のほうで総論的なことを申し上げますと、国のほうで、国土強靱化、その他公共施設を長く使っていこうという流れがございます。その上で、公共施設の今後長寿命化の計画も策定していかなければいけない流れの中で、国土交通省所管の道路につきましても長く使うための総点検をなさいという流れがございます。それを受けて、村道についても点検を進めていくという状況でございます。

ちょっと個別につきましては、建設水道課のほうでご報告させていただきます。

○委員長（稲垣 勇君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） トンネルの場所は、遊歩道になっております大村清瀬トンネルですけれども、調査内容については、昨日もお話ししたとおり、目視による点検と、あと電磁波レーダーによる点検を行い、今後どのように改修していくかの判断をするための調査でございます。

(「母島は」と呼ぶ者あり)

○建設水道課長(篠田千鶴男君) ごめんなさい、この母島トンネルと書いてあるんですけども、母島に村道のトンネルはございません。ちょっと申し訳ないです、ここは訂正してください。

○委員長(稲垣 勇君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○委員長(稲垣 勇君) 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(稲垣 勇君) 異議なしと認めます。

◎防災について

○委員長(稲垣 勇君) 日程第6、防災についてを議題とします。執行部から地域防災計画の改訂について報告を求めます。

総務課長、渋谷君。

○総務課長(渋谷正昭君) 小笠原村地域防災計画の改訂について説明させていただきます。計画書そのものはボリュームがございますので、改訂の概要ということで報告させていただきます。

小笠原村地域防災計画は、平成7年に策定して以来、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された平成17年に修正し、平成23年には本村近海で発生する地震による津波に対応するため、小笠原近海地震・津波防災対策推進計画を追加したところであります。

今回の改訂については、国が南海トラフ地震発生による被害想定を発表し、東京都による浸水予測図や被害想定も発表される中、本年3月に本村が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことを踏まえて、近地・遠地を含めた津波対策全般を防災計画の第34部、津波防災対策推進計画として改訂いたしました。

あわせて、表現や組織等についての時点修正、災害時の要配慮者対策や災害時のエネルギー対策について追記をいたしました。

主な内容でございますが、小笠原村地域防災計画は、自助・公助・共助の基本的な考え方のもと、南海トラフ巨大地震等に対応した防災対策の強化、災害時エネルギー対策の強化、要配慮者対策の充実を3つの重点項目として取り組んでいくという内容でございます。

南海トラフ巨大地震に対応した防災対策の強化としましては、被災後の迅速な救助活動等のために浸水の影響を受けない道路の整備を推進すると、これが先ほど説明しました防災道路に当たります。

次に、南海トラフ巨大地震等に対応した津波ハザードマップの作成を行うなど津波対策の充実を図るということで、8月にこのハザードマップを全戸配布させていただいております。また、1週間分の行政備蓄を確保するほか、1週間分の家庭内備蓄の推進や流通備蓄確保の推進を図るという内容でございます。

また、災害時エネルギー対策の強化としまして、防災拠点への防災用太陽光発電システムの設置を行い防災拠点での電力の確保を行うということで、昨年度整備を行いました奥村交流センターについてはこの太陽光発電システムを導入させていただいております。

要配慮者対策の充実ということで、災害時には被害を受ける事例が多い要配慮者、これまでは要支援者という言い方もしておりましたが、この要配慮者、とりわけ避難行動要支援者の実態を把握し、緊急連絡態勢・避難態勢・訓練の充実を行うということを計画の中に盛り込んでございます。

説明については以上でございます。

○委員長（稲垣 勇君） ただいまの報告について、質疑、意見のある委員は挙手をしてください。

高橋研史委員。

○委員（高橋研史君） 修正された防災計画が今手元でございます。2、3点、この内容について質問させていただきます。

89ページに新たに第34部として津波防災対策推進計画が盛り込まれたということですが、89ページからがそれに当たるんですが、その中で111ページに、第8節、救援救護という中で業務の分掌みたいのが表になっておりまして、一番下に小笠原村、6番、村長は必要に応じ職員による救出班を編成し、救出活動に当たるという1行が出てまいります。ここで職員が初めて救出班をつくって救出活動に参加するということですが、他の部分の業務大綱とか業務体制を見てもみますと、人命の救急及び救出に関することは、村の消防団あるいは自衛隊、警察が担当することということになっているんですが、津波以外にも土砂崩れとかそういうことがあると思うんですが、そういう場合には村職員のこういうような救出態勢は、この計画を見ると編成しないような形になっているんですが、いかがでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 先ほどの説明でも申し上げました、当初平成7年につくり、地震対策等を中心にした追加修正を行ってきて、今回の第34部になっております。もともとの中で言いますと幾つか出てくるんですが、わかりやすいところで言いますと、2ページ、3ページに防災機関の業務大綱というところにございまして、今あります所属、総務課であれば総務部にという言い方に変更し、財政課であれば財政部という言い方に変更して村の組織をそれぞれの役割に分担させております。当初の計画では消防団もこの村の組織の中に入れ込んでおりまして、3ページに消防部（消防団）とありまして、救急救出というのが村の中の役割ということで明記されていたという経過がございます。

今回の第34部では、今委員のおっしゃられた111ページのその6の前に、消防団は警察官と協力し、被災者の救出に努めるということで、消防団として分けて書いてあるという関係で、さらに必要な場合に、ここでは村の職員の救出班を組織して救出活動に当たるというふうに書かれております。当然、津波以外の活動についても、村としてこの役割分担に入っていないから救出をしないということではなく、必要に応じてやっていきたいと思っております。この計画上の書きぶりについては、毎年見直すということになっておりますので、ちょっと内部のほうで検討をしてみたいと思っております。

○委員長（稲垣 勇君） 高橋研史委員。

○委員（高橋研史君） ぜひその方向でよろしくをお願いします。とにかく遠いところですから、72時間の壁というのが大変重くのしかかってきまして、初動に大量動員して動くというのが大変大切だと思います。

それに関連して、続けてもいいですか。よろしいですか。

これに関して、救急救援等に関して民間協力ということで、34ページ、第10部ですけれども、民間協力計画の中の第3章、民間団体等の協力業務ということで、民間ですからここに住んでいる島民の方ですね。協力を得てボランティアを募集して応急対策協力隊を編成するということで、この協力隊の活動内容は被災者の世話とかそういう前線よりも、ちょっと下がった部分での協力ということなんですけれども、どうしても手が足りない、この現場大変そうだなといって、いや私も手伝いたいという島民は、きっといらっしゃると思うんですよ。これは自助・公助・共助という、あと連帯というこの島の島是としても島民の方々は持っていると思うんですけれども、もしそういう方がこういう現場において協力したいんだというような考えをお持ちの方がいらっしゃったら、村はどのような対応をとっていただけるのでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 直近で言えば、広島の様子をニュース等で見てもおわかりかと思いますが、協力を求めるという場合には被災後のいろいろな復興活動や、また避難者への支援ということが中心になろうかと思っております。これはここに書かれている部分というのは、津波に限らず全ての小笠原における被災後の対応の中で出てまいりますので、当然人手が足りなくなるような大きな災害の場合には、村内にも呼びかけながらきちんと役割分担を、また安全も、当然二次被害がないような安全対策も講じながら状況に応じてお手伝いいただける方にそれぞれの役割を振っていくということになりますので、今ここで具体的に何をというのは、なかなか申し上げにくいという状況でございます。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 私のほうからは2点ございます。1点目は、執行部のほうにいろいろ伺いをしたいと思います。2点目は、総務委員の皆様にもご意見を伺いたいと思っております。

まず1点目ですけれども、8月にニュースがありまして、西之島が崩落をしまして、その崩落した際に1メートルの津波が発生して、父島及び母島に津波が襲来するというニュースがございました。この件について、執行部で把握していること、また今後対応をするべきことなどありましたら、まず情報としてお知らせください。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） それでは、ちょっと経過を追いながら報告させていただきたいと思いますが、8月19日に、ニュースで、東大の地震研究所が、今おっしゃられたような西之島の噴火がこのまま続けば堆積した溶岩等が斜面崩落が発生して、1メートルの津波が到達するおそれがあるというのをホームページ上で公表したことがニュースに取り上げられました。村としても早速その日にそのニュースの事実関係、今後の監視体制等について問い合わせを行ったところでございます。

翌日、東京管区气象台の方から、まず返事がありました内容としては、その時点では、まず基本的に斜面崩壊は現状予測できないと。ただ、通常マグニチュード6.7以上の地震で津波注意報の発表を検討しているが、地震による崩落が予想されるため、西之島付近、西之島から半径10キロ付近でのマグニチュード6.0以上の地震で今後津波注意報を発表するという事で、津波注意報を発表するレベルを通常より下げていくという対策が1つ報告され

ました。また、父島の潮位計で20センチ以下の微弱な津波を観測しても津波注意報を発表するということが報告されております。

さらに、この20日の時点では、25日に西之島総合観測班の会議を開催し検討するということの報告を受けまして、その会議の行われた翌日、26日、連絡がございまして、まず火山噴火予知連と西之島総合観測班の合同の会合が行われたということ、その中では、現状において差し迫った崩落の危険性があるとは言えないということの結論であったと。ただ、このまま噴火が続けば不安定な状態になり、斜面崩落の不安がある。さらに、現在実験中の空振計、これは噴火等が起きた場合にその影響が、空気を伝搬してはかる装置がありますが、それを実験中の空振計を実用化できるように急いでいる。また、来年度、大型の地震計を海中に設置するということですが、これについてはちょっと今詳細の中で、設置後データをとりに来るのでリアルタイムでは情報がとれないということのようです。気象庁においての対応については状況を観測し、変化があれば対応するという事で伺っております。

村のほうとしては、そういった情報収集を、特に気象庁からの情報収集等を中心に今後も続けて注意をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（稲垣 勇君） 一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） ご説明ありがとうございました。

東京大学地震研究所のホームページを見ても、また気象庁の会合があつて、今すぐにはそういう心配はないと。それは東大も気象庁も同様なことを言っているわけです。心配なのは、将来このまま噴火が続いたときに西之島が崩落をするおそれがあるという部分ですね。現状では大丈夫という判断なんでしょうけれども、この先危なくなる可能性があるというところが今の現状のようです。

津波が1メートル来るかもしれないという部分で、お配りしている資料を皆さんも見てくださいんですけども、下の図の津波の高さと時間の関係を見ていただきたいと思います。これ西之島が崩落したときの津波のシミュレーションです。先ほど執行部から説明があつたように、気象庁は20センチの津波が父島で観測されたときに警報を発表できる体制をとっているとおっしゃいましたけれども、20センチの津波が来たときには、もう海面からあつという間に1メートルに達してしまうんですね。第一波が到着後約1分間でもう最大の高さになってしまいます。また、この崩落による津波は第一波が一番高いということも報告されています。また、一般的に津波は引き波から始まると言われています。それ

が津波の予兆であり、その引き波が起きたときに危ないから逃げろというのが一般的な考え方だと思うんですけれども、この津波に関しては引き波からは始まらないと。という点で、いろいろな点からこの1メートルの津波が予告なしで来た場合、相当危険なんですね。

資料の2ページ目をお開きいただきたいんですけれども、では1メートルってどれぐらいの危険度があるのかというと、内閣府の調査によりますと、1メートルの津波に流された場合、100%死亡しますという結果も出ています。これ予告なしに1メートルの津波が来るというのは、もうとんでもなく危険な状態です。

冒頭にもありましたように、現状では大丈夫ということではありますけれども、これは村民の生命・財産にかかわる大きな課題だと思いますので、気象庁とより密接に連携して、本当にこれは注視していただきたい課題、大きな問題だと思っておりますけれども、村長のご所見をお伺いいたします。

○委員長（稲垣 勇君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 津波が襲来したときには、今一木委員が語る言われたような、本当に予期しないでということが大変なことになる。

私今回の件で村長として合点がいかないことがあるんです。この学者の方がホームページに載せ、私はテレビ報道で知りました。学者さんはその見地を述べられ、その私の見たテレビ報道は、先ほど一木委員が示したようなCGで、父島、母島に1メートルの波が行くようなことをやっております、大変危険があると。ですからすぐ総務課に、気象庁から何でこういう話が事前に来ないのか、まず問い合わせをしました。どうやら気象庁も知らなかったようです。私はこの気象庁の持っている地震予知連絡会ですか、これ東京大学の、本来そこの学者の方がおられる部署がたしか入っていると思うんです。なぜそれが気象庁も知らないような、また当該自治体に気象庁から連絡がないままテレビ報道が起きてしまうのかということに疑問を持ったんです。

なぜ疑問を持つかというと、我々はそこがよすがなんですね、今言ったように、気象庁予知連絡会。そこをよすがにして、いろいろな情報を得るわけですから。今これからが一木委員の問いのお答えになるんですが、そのとき疑問を持ちまして、そういうふうをお願いをしましたので、このことは、強く何らかの方策をとっていただいて、そういう可能性があるとしたら、私どもは事前に周知ができるように、村民の方にも避難を呼びかけられるような方策をとということでお願いをしているところでございます。

○委員長（稲垣 勇君） 議事進行の都合により休憩したいと思いますけれども、いかがでし

ようか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(稲垣 勇君) 異議なしと認め、暫時休憩します。

(午前10時40分)

○委員長(稲垣 勇君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時43分)

○委員長(稲垣 勇君) 防災について。

一木重夫委員。

○委員(一木重夫君) 西之島由来の津波についてですけれども、いろいろ気象庁からの情報が、マスコミが先行するというのは、私もおかしいと思っております。ぜひ今後は、気象庁と密に連携をとりながら、この西之島崩落の津波については注視をしていただければと考えております。ここの件に関しては以上です。

○委員長(稲垣 勇君) ほかに防災について何か意見ありますか。

片股敬昌副委員長。

○副委員長(片股敬昌君) 以前にも定例会で質問したことがあるんですが、その佐藤商店の前にある非常用電源ですよね。もしここで津波被害を受けるとすると、東京電力より先に、非常電源がやられるのではないかという思いがあるんですけれども、これを高台に持っていくということは計画の中にはないのでしょうか。

○委員長(稲垣 勇君) 総務課長、渋谷君。

○総務課長(渋谷正昭君) 今そちらにあります自家発電は、村の庁舎の停電になった場合の自家発電でございます。津波を想定したことで言いますと、発電機のところだけではなくて、この庁舎も津波の被害を受けるということで、本部を移動する予定になっておりますし、また情報センターにはそういった発電施設を持っておりますので、あくまでもここは小笠原村役場が停電になった場合の非常用電源として整備している。確かに高台に、高台というか少しでも上にあればいいかと思いますが、この庁舎を見ていただいてもおわかりのように、なかなかその発電機だけを高いところに、2階に上げるとかというスペースはございませんので、今のところ検討はしておりません。

○委員長(稲垣 勇君) ほかにありませんか。

片股敬昌副委員長。

○副委員長（片股敬昌君） 新しい防災道路のお話、さっきいただきました。奥村までですね。湾岸道路で何も問題なければそれこそ本当に問題ないんですが、テレビなんかで見えていなくても被害というのは津波、川伝いにずっと上っていくケースが非常に多いわけですね。そうすると、あの奥村の川から上ってくるということを考えると、保育園の前ですね、それからOCFの前ですね、ドクターハウスの。あのあたりは、一番海水が川伝いに上がってくるということが考えられます。そして地域的にも、低いところで、かなり浸水しているということがありますね。あの辺のところの防災ということとはどの程度を考えているのでしょうか、あのまま、もうどうしようもないということでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 基本的にはもうそれぞれの地域の地形に沿った対策を練るしかないと思っています。特に川は遡上していきますので、それだけ、先月お配りしたハザードマップも注意を要すると。ですが、現状では、全体を底上げするというのは相当なことを考えなければいけませんので、現在村としては、避難できる体制を皆さんに、そういう意味での、自助としては避難、いつでも避難できるイメージをつくっておいていただく。村としてやれるのは避難しやすいような避難路をつくるということで、保育園裏ですとか整備しております。また、避難先の奥村交流センターも整備しておりますので、特に津波というときには低い地域の方はより早く避難していただくということを本当に認識していただくことが一番大事だと思っています。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） それでは、気象庁に津波観測施設と震度計の設置を求める意見書案について議題とさせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） ただいま一木委員から、防災に関連した中で、気象庁に地震計の設置の意見書を提出したいという議題を出されましたけれども、これを取り上げる方向でよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認め、意見書に入ります。

一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） それでは、意見書案の経緯と趣旨説明をお配りしております資料に基

づいてさせていただきます。

まず、4ページをお開きください。

この意見書を出そうと考えました最初のきっかけが、平成21年1月にニューギニア付近で発生した地震で、小笠原に気象庁の注意報がなく、突然36センチの津波に襲われたという過去がございました。この36センチという津波は資料の2ページに書いてありますように、何かにしがみついていたれば立てる状態だということですが、車や空のコンテナは浮き出す、また30センチでも高齢者や小さい子供、あとけが人なんかは流される可能性があるというそういう津波で、非常に危険な津波であったということです。

その津波観測施設が南方海域で最前線なのは南鳥島があるんですけれども、その南鳥島で観測される前に、父島が日本の国内では最初の津波観測地点になるんですけれども、父島が最初に観測されるというところがあります。これが硫黄島とか、あと母島に津波観測施設がもしあれば、この平成21年のこの危険な事態は防げた可能性があるというふうに感じました。

また、資料の8ページをお開きください。

これは1923年以降、国内でマグニチュード7.5以上の大地震、全部で41回あるんですけれども、このうち41回のうち5回、割合にすると12%が小笠原諸島近海で大地震が発生しております。

また、資料の9ページをお開きください。

この表は小笠原諸島を襲った主な地震津波ですけれども、表の一番上の1826年には小笠原近海で6メートルの津波がございました。また、1872年には小笠原近海でこれもまた3メートルの津波に襲われています。

資料の10ページをお開きください。

これは2013年8月に報道された内容ですけれども、最近、3.11以降、小笠原諸島の地殻活動が活発化していると、また小笠原近海で大地震が想定されているということが専門家から指摘されております。このようなことから、小笠原諸島は国内で有数の大地震の発生地であるということがわかります。そのため、小笠原村民の安心と安全のためにも気象庁に母島及び硫黄島に津波観測施設を設置することを要望したいというふうに考えております。

また、資料の11ページをお開きください。

これは、最近10年間の硫黄島近海でのマグニチュード6以上の地震です。4回ございました。そのときの震度ですけれども、これは母島の震度で出てきます。マグニチュード6に

も関わらず、220キロほど離れている関係で震度が3とか1とかということになっています。一方、下の表、これ三宅島のマグニチュード6以上の地震です。同じマグニチュード6であって、やはり近場ですと震度5強とか6弱とか4とか5とかという震度になります。一番下の表ですけれども、1923年以降、硫黄島近海でマグニチュード6以上の地震が20回も発生していきまして、そのうちの4回はマグニチュード7という非常に大きな地震が発生しております。最大は2000年に起きましたマグニチュード7.9、これが硫黄島近海で起きております。

次の最後の12ページをお開きください。

では震度5とか6とかが、どれだけ大きな地震かといいますと、震度5とか6で住宅が押し潰されて、死者とか負傷者が出るような地震というところになります。

私が今回気象庁に要望したいのは、硫黄島には震度計がございません。震度計がないので、硫黄島近海で大きな地震が発生したといってもその揺れの大きさがわかりません。そのため硫黄島に駐在している国や民間の方のほか、その家族ですね、内地で離れて暮らしている家族の方にとっては非常に心配な思いをされるのではないかと考えております。そのため、硫黄島に震度計を設置するということも気象庁に要望をしたいというふうに考えております。

説明は以上となりますけれども、過去にこの件で、私一番最初に平成21年の村議会で硫黄島に津波観測施設を設置してほしいという要望を、まず執行部に出しました。その後、何回か執行部には議会を通じて要望をしています。また、私一議員としても、気象庁にこの件を伝えまして、もう3回ぐらい電話で要望をしておるんですけれども、実現には至っておりません。個人で動く、一議員の力には限界があるというふうに感じております。ぜひ意見書として上程させていただきまして、皆様のお力をおかりしたいというふうに考えております。

この件について、まず執行部の感想をお聞かせください。

○委員長（稲垣 勇君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 過去にも委員からの村への要望ということで出た経緯もございますが、なかなか実現していないという状況でもございます。また、小笠原近海というのは地震、津波に対する観測網が以前から本土に比べますと薄いという状況はもう把握しているところですので、そういった観測網が一つでも増えるということは、また小笠原全体の災害予防にもつながるというふうに考えますので、ぜひそういった取りまとめをしていた

だくのは結構なことではないかというふうに思っております。

○委員長（稲垣 勇君） 一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） ありがとうございます。

委員の皆様にお諮りしたいと思っているんですけども、今定例会でこの意見書案を上程したいと思っております。この意見書案についてご意見があれば、まずはこの場でお伺いをしたいと思っております。

○委員長（稲垣 勇君） 池田 望委員。

○委員（池田 望君） いろいろ調べて、小笠原の安全のために考えていただいたということで大変結構だと思います。ただ文章がちょっとまだいかがかなと思うようなところもあります。気になったのは、これ本来は行政のほうで要望なりを上げていきながら、それで議会で押していくという形のほうがいいと思うんですがね、その点、村長はどういうふうに思われますか。

○委員長（稲垣 勇君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 先ほど西之島の件で答弁をさせていただきましたが、西之島の崩壊という新たな事実が出てきて、以前とは違う強い要望をしなければいけないと執行部は執行部で考えています。今までもやってきましたが、それでは実際に実現してこなかったことがありますし、気象庁がとにかく我々よすがですから、こういうものがちゃんと事前に把握できるようなことは当然のことながら執行部としてはやっていきます。

私が議会のことに口を挟む立場ではございませんが、当然のことながら議会のほうも同じような要望で、両方でやるということは他のことでもあるわけですが、それは強固なものになるのではないかなというふうには感じているところでございます。

○委員長（稲垣 勇君） 池田 望委員。

○委員（池田 望君） 議会は議会であるということもそのとおりなんですが、ひとつやっぱり執行部のほうから行政機関として住民の安全を守るためにも、こういうのを設置してほしいという要望書があり、また議会は議会ですそれを追っかけるように意見書を提出していく、その流れで要望活動をお互いにやると、また一緒にやるという形で、ひとつ村民の安全を守っていこうという考え方が一番いいと思うんですよ。

議会だけが走るということは、ちょっと僕は感じとしてはうまくないなと。もう一回、この辺でタイムスケジュールもあるでしょうけれども、時間的な流れをつくりながら、一緒に、この、せっかくいい提言をされているわけですから、効果的に村民の安全を守ってい

く村と議会という形になりたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか、村長。

○委員長（稲垣 勇君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 先ほども答弁の中で申し上げましたように、過去一緒にという例は多々あるわけですから、そのほうが本当に強固な要望になると、そのように思っているところでございます。

○委員長（稲垣 勇君） 一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 池田委員、ご意見ありがとうございます。

今のご提言をいただきまして、改めて、執行部とまずは調整をして、執行部と一緒に要望書として上げられるような形で持っていきたいと、まずは調整したいと思います。

また、文言については、後ほどご意見をいただければと考えております。

○委員長（稲垣 勇君） 佐々木幸美委員。

○委員（佐々木幸美君） 以前から母島にも観測するところがないということで、私も何回か出したことがあるんですけども、この硫黄島については非常に難しい部分もあると思うんですね。その辺のところを、常にこの観測施設ということになると、どれぐらいのことが観測施設として整備されるのかということと、あそこはまた特別な地域で、常に振動がある地域なので、それが果たして可能かどうかということも、もう一度、意見書としてはもちろん必要だし、私たちも硫黄島もそうだし母島もそうだしということで、ここには気象庁があるからそれなりの対応ができますけれども、その辺のところも含めてもう一度、当庁であります国土交通省とか気象庁とか、その辺のところの資料とか、すり合わせを行って、新たに精査しながらこれでひとついけるところはいくというようなことで、ちょっと時間を置いてやったらいいのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（稲垣 勇君） ほかにありませんか。

一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 今、佐々木委員からそのようなご意見がありましたので、もう少し気象庁のほうとも、では具体的にどんな津波観測の機械が考えられるのかとか、そういったところの情報収集もやっていきまして、改めてまたこの意見書の調整をしていきたいと、私のほうはそう感じております。

○委員長（稲垣 勇君） 杉田一男委員。

○委員（杉田一男君） 一木委員も提案はいいことだと思います。地震、津波は3.11以降、日本国民にとっては大いなる脅威だと思います。そういうものを含めると、当然のことなが

ら、国もこの地震津波に対しては大きな関心を寄せて3年前から進んでいることと思います。

その中で、一木委員、個々の議員の力はある部分もありますけれども、その前に、いいことであればあるほど、議会内の意見集約というのも非常に大事だと思います。そして、何よりもこれはお金がかかることです。そういうのも踏まえると、先ほど池田委員、佐々木委員も言いましたように、もうちょっと議会内で、そしてまた執行部ともすり合わせしながら万全な資料をつくり、万全な体制で意見書を提出する、そういう方向に持っていくのが私はいいと思います。いい意見であればあるほど漏れがあってはいけないと私は思いますので、そういうものも含めて時間をかけるべきだと思っています。どういう取り扱いにするかは当然委員長の意見もあると思いますけれども、私はもうちょっと慎重に進めていくべきだと思います。

○委員長（稲垣 勇君） ただいまの各委員からの意見を聞きまして、もう少し議会の中でも勉強し、執行部とも調整をして、この問題はこれで打ち切りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認め、次にいきます。

日程第7、行政視察についてを議題とします。

（「いやいや、委員長、すみません、今の話でいいんですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（稲垣 勇君） 池田 望委員。

○委員（池田 望君） 今までの意見をずっと聞いておりますと、もう少し総務委員会の中で議論をしながら意見書として提出をしたいというのが皆さんの意見だったように聞こえておりましたので、どうか次の総務委員会までにいろいろな議論をしながら、委員会のテーマの課題の一つとしての付けていただきたいので、継続にしておいていただけませんか。

○委員長（稲垣 勇君） ただいま池田委員から継続の申し出がありましたけれども、その方向でよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認め、継続審議といたします。

◎行政視察について

○委員長（稲垣 勇君） 日程第7、行政視察についてを議題とします。

お手元に総務委員会から行政視察（案）を配付してあります。

事務局長に説明させます。

○事務局長（セーボレー孝君） 総務委員会行政視察（案）についてご説明いたします。

1、実施日、平成26年10月5日から10月7日。括弧内につきましては全行程ですが、父島発10月1日から父島着10月11日。

2、視察地、岩手県陸前高田市、気仙沼市、平泉町。

3、視察項目。

1、陸前高田市、多重型防災まちづくりについて、文化遺産被災の現状と課題、再生活用の取り組みについて。

2、気仙沼市、水産業施設被災の現状と課題、復旧復興の取り組みについて。

3、平泉町、表敬訪問並びに観光振興と意見交換でございます。

4番、視察者、委員長稲垣 勇以下8名の委員でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（稲垣 勇君） ただいまの説明のとおり行政視察を実施したいと思います。なお、日程詳細については正副委員長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認めます。

◎その他

○委員長（稲垣 勇君） 次に、日程第8、その他事項で何かございますか。

（発言する者なし）

○委員長（稲垣 勇君） ありませんか。

質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認めます。

◎閉会中の継続調査について

○委員長（稲垣 勇君） 次に、日程第9、本委員会の閉会中の継続調査についてお諮りします。

お手元に配付の特定事件継続調査事項表の事項を調査するため、閉会中の継続調査の申し出をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査を申し出ることに決定しました。

◎閉会の宣告

○委員長（稲垣 勇君） お諮りします。

本日の委員会はこの程度をもって終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（稲垣 勇君） 異議なしと認めます。

よって、本日の委員会を閉じます。

これをもちまして、総務委員会を閉会します。

（午前11時10分）